

特集号

目次

- 高齢者の消費者被害防止…………… 1面
- 18歳で「おとな」になるって知ってた?… 2面
- 消費者教育ポスター展入選作品発表!… 3面
- ご利用ください! 消費生活センター… 4面

高齢者の消費者被害防止

消費生活センターに寄せられる相談のうち、65歳以上の方の相談は、4割程度を占めています。内容は、架空請求はがきや、ワンクリック請求、インターネットに関するものなど多岐にわたります。悪質な業者は、巧妙な手口で勧誘してきます。被害に遭わないためには相手の手口を知っておくことが大切です。また、狙われている本人は客観的に判断することができません。消費者被害の防止のためには、家族や地域の方々など周囲の人々の見守りも重要です。

害に遭わないためには相手の手口を知っておくことが大切です。また、狙われている本人は客観的に判断することができません。消費者被害の防止のためには、家族や地域の方々など周囲の人々の見守りも重要です。



点検商法

「無料で点検します。」と訪ね、「今日なら特別価格。」などと言って必要のない工事などを契約させる手口です。

架空請求

実際には利用していないのに、「未納料金がある。」などと書かれたはがきや電子メールを送りつけて、お金を振り込ませる詐欺です。

便乗商法

災害が起きたあとに、「火災保険で無料で修理できる。」と訪ね、高額な修理の契約をさせる手口があります。

インターネット通販

1回だけのお試しのつもりで申し込んだら、実は定期購入契約となっていて、解約できない、といったトラブルがあります。



相談の事例



ちばシティポイントがたまります

サポーター養成講座

家族や近所の高齢者が気になる方のための

高齢者見守りのコツ!

家族や近所に気になる高齢者はいませんか? 高齢者を取り巻く消費者トラブルの現状を知り、消費者被害から守りましょう。

高齢家族の消費者トラブルが心配な方や、ご近所の見守り活動をされている方はぜひともお申し込みください。

日時 令和2年1月22日(水)10:00~12:00

場所 消費生活センター **定員** 先着順30名 (12月2日(月)より受付開始)



高齢者の見守りは、コツをつかんでしまえば難しくありません!



ちばシティポイントがたまります

寸劇で学ぼう!

インターネット被害予防法

とても便利なインターネットですが、被害にあう人が増えています。トラブルの事例や予防法、インターネットを上手に使うポイントについて、寸劇を交えて楽しく学びましょう。

日時 令和元年12月7日(土)10:00~12:00

場所 生涯学習センター (「まなびフェスタ」の中で行うイベントです)

定員 先着順30名 (募集中)

寸劇で楽しく身につく講座です!



共通申込方法

電話 (043-207-3602)、またはFAX (043-207-3111) で講座名・住所・氏名・電話番号、参加人数を明記して消費生活センターへ。

12つくる責任 つかう責任

環境に配慮した商品、フェアトレード商品を購入するなど、私たちが消費者としてSDGsの目標達成に貢献することができます。

消費生活センターでは、そのような取り組みやSDGsに関する啓発活動を行う団体や個人を支援します。